

第6章 悪臭

1 悪臭の状況

悪臭は、騒音等と同じように人の感覚に直接作用し、不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因となっています。

美濃加茂市では、市内全域を指定地域として、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭防止法による規制を行っております。

悪臭を発生させていると思われる工場・事業場については、その影響により調査をしますが、悪臭問題は多種多様で原因物質が特定できないケースが多くあります。

悪臭発生事業者に対しては、状況に応じた改善指導を行っていますが、防止対策は技術的に多様で、多額の費用が必要になることもあります。そのため、解決に時間を要するものや苦情者が納得する解決に至らないこともあります。

2 悪臭苦情の現状と対策

令和5年度の悪臭に関する苦情は4件ありました。

発生源別の内訳は、下の表の通りです。

悪臭苦情の発生源別件数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
飲食店（排水）		1	1		
金属加工工場	1	2	3		
その他の製造業	3		1	2	4
建設等作業現場		1			
個人住宅・アパート・寮		2	1		
不明	1		2		
合計	5	6	8		4
畜産（他課対応）		2	1	1	

参考資料

悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準（敷地境界）

悪臭物質	規制基準 (ppm)	臭いの種類	主要発生源事業場
アンモニア *	1	し尿臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン ☆	0.002	腐った玉葱臭	パルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素 * ☆	0.02	腐った卵臭	畜産農業、パルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル ☆	0.01	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル ☆	0.009		
トリメチルアミン *	0.005	腐った魚臭	畜産農業、複合肥料製造業等
アセトアルデヒド	0.05	青臭い刺激臭	酢酸製造業、酢酸ニル製造業、複合肥料製造業等
スチレン	0.4	都市ガス臭	スチレン製造業、ポリスチレン製造加工業、化粧合板製造業等
プロピオン酸	0.03	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業所等
ノルマル酪酸	0.001	汗臭いにおい むれた靴下の臭い	畜産事業所、鶏糞乾燥場、畜産食品製造工場、し尿処理場等
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		
トルエン *	10	ガソリン臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、木工工場、自動車修理工場、繊維工業、その他の機械製造工場、印刷工場、
キシレン *	1		
酢酸エチル *	3	シンナーのような刺激臭	の機械製造工場、印刷工場、
メチルイソブチルケトン *	1		
イソブタノール *	0.9	発酵した刺激臭	鋳物工場等
プロピオンアルデヒド *	0.05	甘酸っぱい焦げた刺激臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、油脂系食品製造工場
ノルマルブチルアルデヒド *	0.009		
イソブチルアルデヒド *	0.02		
ノルマルバレールアルデヒド *	0.009		
イソバレールアルデヒド *	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	

* : 気体排出口における規制基準が設定されている。

☆ : 排水水中における規制基準が設定されている。